

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第二章 賃金闘争

第一節 労資の賃金政策

はしがき 戦時中および戦後の低賃金問題は、単に低い賃金による労働者階級の窮乏の問題だけではなく、経済体制の危機的状態の一つの表現に外ならなかった。したがって、賃金をめぐる労資の闘争は、いうまでもなく基本的には、労働者階級の生活を保障するにたる賃金水準の要求と企業の採算性を保持する賃金費用の水準との間の闘争、その意味ですぐれて経済的な闘争であったが、それは直ちに政治問題に関連する性質を持っていた。その意味は、前者の要求、生活を保障するに足る賃金の要求は、経済体制の正常な運行が機構的に保障されている場合と異なって、企業の営利性の確保の原則と直接矛盾する。したがって、後者が維持されるためには、国家が賃金の自由な決定にたいして直接あるいは間接に干与しなければならないことに表現されたのである。

戦後、四八年までは、この問題は次の形で、特徴的に現われた。

第一には、労働組合の賃金政策としては、一九四六年一〇月、電産協の要求に具体化され、続いて他産業の労働組合に甚大な影響を与えた平等な労働者の最低生活の保障を基礎におく生活給賃金体系に現わされた。この要求は、一方で、賃金を規定する諸要求に基く賃金表を作成して、協約賃金を可能にした点、および他方で、従来の経済体制下における身分制的労働力構造とそれに基づく賃金決定を破壊し、窮乏下の労働者階級の平等賃金を要求した点で革命的であった。

第二に、一九四七年六月全通が松江臨時全国大会において要求事項として決定したいわゆる理論生計費に基く二本建最低賃金制は実際には普及しなかったが、次の点で戦後の賃金闘争をよく表現していたといえる。第一に、賃金額の算定の基礎を、インフレ下において低下しつつある現行の生活水準を前提とする実態生計費によってではなく、理論生計費によって算定したことにおいて、また、第二には、まず生産者と消費者との双方が納得できる民主的方法によって生活物資の適正使格を前提として、それによる完全配給を条件とする、最低賃金額の算定と、その条件がそろわない場合の賃金として、現行の配給制度と自由価格に基く最低賃金の算定と二本建の賃金を要求した点においてそうであった。第一の要求においては、現在の経済体制の変更が予定され、条件とされていたのである。

つぎに、このような労働組合の最低生活保障の要求は、単に個別企業の従業員に止まらず、全産業的規模で、また全国的規模で要求された。それは、産業別の統一団体協約として、また、最低賃金の決定として要求された。これらの運動は、成功を収めることなく、多くの場合、地域的企業運動に止まらざるを得なかったのであるが。

第三に、このような労働組合の本能的な賃金政策にたいして、個別企業は、最初統一ある賃金政策を持ち得ず、専ら次にのべる政府の賃金政策の背後にかくれていたのである。

第四に、このような個別企業の後退を補強し、経済体制を維持するために、歴代の政府はつぎの

ごとき賃金政策を打った。

まず、意識的計画的インフレーション政策と物価の統制は、相つぐ労働組合の賃金引き上げを無に帰せしめ、実質賃金の低下に役立った。そればかりではなく、一九四七年一〇月実施された業種別平均賃金の基準は、間接的に賃金の統制をねらったものであった。更に、労働委員会の斡旋調停は、屢々その案が政府の政策と矛盾する事例があったとしても、賃金水準の間接的な規制に役立ったのである。更に、賃金にたいする課税は、直接労働階級の実収賃金を減少せしめるものであったし、それにたいして、補給金政策や赤字融資政策などは、独占資本の利潤を保証し、それを強化する政策の根幹であった。他方、このような独占資本本位の資本主義的復興政策の犠牲としての中小企業の経営困難の深刻化とそこにおける賃金の相対的な低下および官公庁および官業の労働者の政策的低賃金水準は常に一般的低賃金の死錘となっていた。そして、このような一般的低賃金水準は、他方では、大量の自然退職を引き起し、一九四六年の秋の闘争において、形式的に喰い止められた人員整理を隠微な形態で実現するものに外ならなかった。

このようにしてみると、戦後の賃金闘争は、日本経済の体制的危機のもとにおいて、一方では、低賃金政策によって資本家的復興を企図する政府ならびに経営者団体、経営者の賃金政策と、他方では最低生活保障の要求のもとに、その体制的条件を確立せんとする労働者階級との闘争であったといえる。すなわち、賃金闘争は、意識するとしないとに拘らず、二つの復興方式の間の闘いの重要な環として闘われた。その問題の中心点は、賃金問題を中心にして考えれば、第一には、労働秩序の表現であるところの賃金体系または賃金形態をめぐる問題であり、第二には、インフレーションおよび生活物資の配給制度の下における賃金水準の問題であったのである。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
